

## 三重県森林整備発注標準策定要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県が発注する森林整備の適正な施行を確保するため、競争入札に係る発注標準の策定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 発注標準を策定する森林整備は、治山事業及び災害緩衝林整備事業（以下「治山事業等」という。）において実施する森林施業（地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、主伐、枝落とし等）、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工とし、その対象者は森林整備入札参加資格者（森林整備に係る入札参加者登録要領第9の規定により、森林整備入札参加者登録名簿に登録された者をいう。以下同じ。）とする。

### (発注区分)

第3条 発注区分は、設計金額に応じ森林整備入札参加者登録要領第9の規定に基づく経営事項審査において評定した経営事項審査評点（以下、「経営事項審査評点」という。）、平均施業高及び専門技術者数により行うものとする。

- 2 第1項の区分に対応する設計金額及び格付け基準は、三重県農林水産部治山林道課で決定する。

### (発注標準の策定)

第4条 発注標準の策定は三重県農林水産部治山林道課において行う。

### (発注標準の有効期間)

第5条 発注標準の有効期間は発注標準の施行された日から次期発注標準の施行される日の前日までとする。ただし、次期発注標準の有効期間前に、当期発注標準による区分、経営事項審査評点を入札参加要件として公告を行った案件への入札参加者については、当該対象案件が落札決定されるまで有効とする。

(発注標準の公表等)

第6条 発注標準は公表するものとする。

- 2 この要領で策定された森林整備入札参加資格者の経営事項審査評点及び区分等については、森林整備入札参加資格者に通知するとともに公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は令和6年8月1日から施行する。